

産業廃棄物とは

「産業廃棄物」とは、工業、建設業、製造業、サービス業など全ての事業活動に伴って生じた廃棄物のうち表1に掲げる20種類のもの、並びに輸入された廃棄物のうち航行廃棄物^{※1}及び携帯廃棄物^{※2}を除いたものです。これら以外のものは一般廃棄物です。また、土地造成に伴って排出される土砂や、港湾、河川の浚渫土砂は廃棄物ではありません。

※1 「航行廃棄物」（政令第2条の2）

船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物のうち、船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗組員その他の者の日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の廃棄物をいいます。

※2 「携帯廃棄物」（政令第2条の3）

本邦に入国する者が携帯する廃棄物のうち、入国する者の外国における日常生活に伴って生じたごみその他の廃棄物であって、当該入国者が携帯するものをいいます。

表1 産業廃棄物の種類（政令第2条）

種 類	具 体 的 な 例
(1) 燃 え 殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性炭（不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥）、灰かす、重油燃焼灰 など 産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃排出物
(2) 汚 泥	工場廃水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥 [*] 、生コン残さ、下水道汚泥（下水管渠内で発生する泥状物を含む）、浄水場汚泥、側溝汚泥、廃活性炭（不純物を含む泥状のもの） など 注）油分を概ね5%以上含むものは廃油との混合物（油泥）
(3) 廃 油	鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、洗浄用油、切削油、溶剤（シンナー、アルコール類）、タールピッチ類、固形石けん など
(4) 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃有機酸、写真定着廃液、酸洗浄工程から生ずる廃液など、全ての酸性廃液
(5) 廃アルカリ	廃ソーダ液、石灰廃液、廃灰汁、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程から生ずる廃液、廃クーラント（エンジン冷却水）など、全てのアルカリ性廃液
(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物。廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ（合成ゴム）、廃イオン交換樹脂、廃塗料（固形）、農業用ビニール、漁網（合成樹脂） など
※ (7) 紙 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷物加工業に係るもの ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだもの（全業種）
※ (8) 木 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る（建設工事に伴い発生する抜根、伐採材を含む））、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む）パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業に係るもの及び貨物流通のために使用したパレットに係るもの（パレットへの貨物の積み付けのために使用した梱包用の木材を含む）（全業種） ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの（全業種）

※ (9)	繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの（合成繊維は(6)廃プラスチック類） ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの（全業種）
※ (10)	動植物性残さ （動植物性の 固形状 不要物）	食料品製造業、飲料製造業、飼料製造業、医薬品製造業及び香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 — 醸造かす、発酵かす、ぬか、ふすま、パンくず、おから、コーヒーかす、ハムくず、その他の製造くず、原料かす など 注）卸小売業、飲食店等から排出される動植物性の固形状不要物（食べ残し等）及び厨芥類は事業系一般廃棄物となる。
※ (11)	動物系 固形不要物	と畜場において屠殺し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
(12)	ゴムくず	天然ゴムくず 注）廃タイヤ等合成ゴムくずは(6)廃プラスチック類
(13)	金属くず	切削くず、研磨くず、空缶、スクラップ など
(14)	ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、石膏ボード、セメント製造くず、墓石、石材製造業から排出される石片、インターロッキングブロックくず、ガラス温度計、蛍光灯（金属くずとの混合物）、血圧計（金属くず、廃プラスチック類との混合物） など
(15)	鉱さい	高炉、転炉、電気炉等のスラグ、キューポラ溶鉱炉のノロ、鑄物廃砂、不良鉱石、粉炭かす、鉄鋼スラグ製品が不要となったもの、サンドブラスト廃砂 など
(16)	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 — アスファルト・コンクリート破片、レンガの破片 など
※ (17)	動物のふん尿	畜産農業に係るもの（畜産廃水を含む） 動物の種類は牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、うさぎ及び毛皮獣
※ (18)	動物の死体	畜産農業に係るもの（動物の種類は(17)に同じ）
(19)	ばいじん (ダスト類)	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設（乾式、湿式）によって集められたもの
(20)	13号廃棄物 （処分するために 処理したもの）	(1)～(19)に掲げる産業廃棄物又は輸入された廃棄物のうち航行廃棄物及び携帯廃棄物を除いたものを処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（政令第2条第13号で規定されたもの） —コンクリート固型化物など

※は、具体例の欄の業種の事業所から排出されるものに限定される。（業種は日本標準産業分類による。）

* 標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、コーン指数が概ね 200kN/m²以下又は一軸圧縮強度が概ね 50kN/m²以下のもの。具体的には場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水等。粒子が直径 74μm を超える粒子を概ね 95%以上含む掘削物にあつては、容易に水分を除去できるため、ずり分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。（「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」より。）

【備考】 上表の他、工作物（建築物を含む）の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であつて、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するものが「石綿含有産業廃棄物」として定義され、独自の処理基準等が定められています。具体的には「廃プラスチック類」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」「がれき類」「汚泥」で石綿が含有しているものが「石綿含有産業廃棄物」に該当します。

また、水銀を 15mg/kg を超えて含有する「燃え殻」「鉱さい」「ばいじん」「汚泥」、15mg/L を超えて含有する「廃酸」「廃アルカリ」を「水銀含有ばいじん等」、水銀若しくはその化合物が一定以上使用されている製品が産業廃棄物となったものが「水銀使用製品産業廃棄物」として定義され、独自の処理基準等が定められています。